

# 入札説明書 (郵便入札方式)

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、「福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の(1)及び(2)に掲げる書類等を添付し、令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 5 時までに下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(1) 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意（参考様式 1））

ア 想定品で応札する場合は、どの想定品なのかを明示するとともに定価についても記載すること。

イ 想定品以外の物品で応札しようとする場合は、**警察本部警務部会計課長**の確認を受けた提案協議書（第 5 号様式）（カタログ等を含め、確認を受けた原本）を添付すること。

なお、提案協議書は**警察本部警務部会計課長**へ令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 5 時までに提出し確認を受けること。

(2) 確約書（様式任意（参考様式 2））

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 5 時 福島県出納局入札用度課（西庁舎 3 階）

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書の提出期限及び送付先

令和7年9月22日（月）午後5時必着 福島県出納局入札用度課

(3) 開札の日時及び場所

令和7年9月24日（水）午前10時10分 福島県西庁舎7階717会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時までに郵送すること。

また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

(2) 入札書を郵送（書留郵便に限る。）する際は、二重封筒とし、**入札書の中封筒に密封のうえ**、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ [9月24日 開札「件名：録音・録画装置(設置型) 7式」の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名を記載すること。

押印を省略する場合のみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付すことができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 初回入札が無効（ただし、下記12の(2)～(4)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により入札説明書に関する部分については出納局入札用度課に、仕様書に関する部分については福島県警察本部警務部会計課（電話 024-522-2151、ファクシミリ 024-521-6260）に令和7年9月1日（月）午後5時までに説明を求めることができる。

県は、入札説明書等に関する回答書（第2号様式）にて、福島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。

(2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。

(3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

## 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札も含む）

(3) 金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(6) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

(7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

## 13 落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記2」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167

条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

(4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

#### 14 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第228条、第231条及び第233条に定めるところによる。

#### 15 契約の締結

(1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

#### 16 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

#### 17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 18 当該契約に関する事務を担当する課 上記5の(1)と同じ。

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記 1（契約保証金の減免）

**第 229 条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7) から (11) まで (略)

- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13) から (18) まで (略)

2 (略)

## 別記2

### 入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

#### 1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

#### 2 くじの手順

(1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。

(2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

#### 【例】入札参加者3名が同額入札の場合

##### 1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社（有資格者コード 000212003）・・・くじ番号 1

B社（有資格者コード 100033645）・・・くじ番号 2

C社（有資格者コード 000003025）・・・くじ番号 0

##### 2 くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社（くじの数 123） 合計（123+072+452=647）

B社（くじの数 072）

C社（くじの数 452） 余り（647÷3=215・・・余り2）

##### 3 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。

# 購入契約書(案)

品目及び数量 録音・録画装置(設置型) 7式

契約金額 27 —  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

納入期限 令和8年3月13日  
(分納期間)

納入場所及び納入方法 伊達警察署ほか計7か所及び発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県」を甲とし、受注者「」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

**第1条** 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

**第2条** 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

**第3条** 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

**第4条** 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

**第5条** 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

**第6条** 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

**第7条** 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

**第8条** 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

**第9条** 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

**第10条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

**第 11 条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

**第 12 条** 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

**第 13 条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

**第 14 条** 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

**第 15 条** この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（契約外の事項）

**第 16 条** この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

**第 17 条** 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号  
氏 名 福 島 県 印  
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所

氏 名

# 仕 様 書

## 1 品名及び数量

録音・録画装置(設置型)7式

※ 詳細な仕様は別冊のとおり

## 2 納入場所

警察署名	所在地	数量
伊達警察署	伊達市保原町大泉字大地内61番地の4	1式
棚倉警察署	東白川郡棚倉町大字流字森ノ内59番地の1	1式
猪苗代警察署	耶麻郡猪苗代町字梨木西100番地1	1式
会津坂下警察署	河沼郡会津坂下町字館ノ下311番地	1式
南会津警察署	南会津郡南会津町田島字大坪54番地1	1式
双葉警察署	双葉郡富岡町中央二丁目19番地	1式
相馬警察署	相馬市中野字寺前203番地の1	1式

## 3 納入期限

令和8年3月13日(金)

## 4 想定品

(1)ソニックガード(株)製

RH-WRS22

(2)(株)JVCケンウッド・公共産業システム製

録音・録画装置(設置1-2型)

・撮影装置部

①ドーム型カラーカメラ

②シーリングマイク

③作業表示ランプ

・記録装置部

①SSD一体型ディスクメディアレコーダー

②マルチビューワ(PoE HUB含む)

③タッチパネル式液晶モニター

④トランスコーダー(映像音声配信装置)

⑤収納ワゴン

## 5 その他

- (1) 納入及び設置に係る一切の費用を含むものとする。
- (2) その他疑義が生じた場合には福島県警察担当職員の指示に従うこと。
- (3) 機器の故障により録音・録画装置が作動しなかった場合においては、使用者の求めにより、故障等で作動しなかった旨を証明する文書を遅滞なく発行すること。
- (4) 詳細については、別添「録音・録画装置(設置型)仕様書」のとおり。

## 録音・録画装置（設置型）仕様書

### 1 調達の目的

本調達は、福島県警察において使用する録音・録画装置（設置型）を調達するものである。

### 2 調達の概要

録音・録画装置（設置型）は、警察署等の取調室内においてカメラ・マイクにより映像音声を撮影し、映像音声を記録装置部にリアルタイムに送信する「撮影装置部」、当該警察署内の執務室において撮影装置部から送信された映像音声について、即時に映像にタイムコードを付した上で、映像音声をハードディスク等の内蔵記録媒体及びディスクメディア（BD-R）に同時に録音・録画する「記録装置部」から構成される。

このほか、記録装置部は、撮影装置部から送信されタイムコードを付した映像音声をモニター・スピーカーに表示・再生させる機能を有しており、さらに当該映像音声をリアルタイムにIP変換し、LAN（WAN）を通じて専用のビューワーソフトウェアをインストールしたパソコンに送信して、表示・再生させることができる機能（以下「遠隔視聴機能」という。）を有するものとする。

受託者は、録音・録画装置（設置型）を、福島県警察が以下に定める台数、福島県警察が指定する施設にそれぞれ納入し、同施設にて設置（映像音声の撮影及び記録に関する必要な調整を含む。）を行う。

### 3 調達する物品・台数等

- (1) 調達する物品は、録音・録画装置（設置型）とし、納入時において新品であることを要する。
- (2) 物品に関する一式の構成及び詳細な仕様は、別添1（仕様詳細）のとおりとする。
- (3) 装置の設置は受託者がその負担により行うこと。

### 4 納入・設置の期限

令和8年3月13日（金）

## 5 検査及び納入方法

- (1) 上記期限までに福島県警察が指定する場所（別添2参照）への設置を行い、当該設置場所において福島県警察が指定する職員により設置状況及び機能の確認を受けることをもって納入の完了とする。納入に当たっては、福島県警察が指定する職員に対し受領書を示しその署名押印を受け、その受領書を福島県警察担当職員に提出すること。
- (2) 設置を開始するまでに福島県警察担当職員に対して調達物品を示し事前に機器の取扱い説明を行うとともに、機能の確認を受けること。
- (3) 調達物品には、福島県警察が指定する識別表示をすること。
- (4) 調達物品を使用するために必要なマニュアル、技術資料等（日本語に限る。）は、1式に一部提供するものとし、当該機器の設置時に取扱い説明を行うこと。
- (5) 納入設置時に設置場所の建物施設及び機械機器類に破損、滅失等が発生させた場合には、受託者において原状回復を図るとともに、通常の状態で作動するまでの間に発生した一切の費用を負担すること。
- (6) 調達物品の納入で生じた梱包資材については、全て受託者の責任において処分すること。
- (7) 納入・設置に当たっては、福島県警察担当職員又は福島県警察が指定する職員との間で設置場所ごとの納入・設置の計画について綿密な調整を行うとともに、1ヶ月に1度以上、適時に納入・設置の経過を福島県警察担当職員に報告すること。

## 6 受託者の条件

受託者は以下の条件を満たしていること。

- (1) カメラ及びマイクによる映像音声の撮影を行う装置、ドーム型カメラ、シーリングマイク等（設置工事を含む。）、撮影された映像音声をハードディスク等の内蔵記録媒体、BD等にリアルタイムに記録する装置について、相当期間（1年以上）の生産又は販売実績を有する者であること。
- (2) 日本国内において調達物品の機能確認を行う設備を準備でき、福島県警察担当職員の立会に応じられること。
- (3) 本装置に係る、アフターサービス、修理、部品提供等を納入後7年以上にわたり速やかに行い得る体制（(4)の保守拠点、(6)の一本化窓口、有資格技術者（本装置の設置（ケーブルの再敷設を含む。）・調整に必要となる

各種資格を保有する者をいう)及び本装置に係るアフターサービス、修理、部品提供等に必要な物品(9(3)により提供すべき代替品を含む。)の確保等を有すること。

- (4) 使用者からの依頼後速やかに対応可能な保守拠点を有し、本装置の詳細について理解した保守要員を配置(専任であることを要しない。)すること。
- (5) 受託者において、本仕様書に基づく作業(保守作業を含む。)を行う場合は、ISO9001等の公的機関による認証あるいはこれと同等の品質管理体制を有している組織又は部門が担当すること。
- (6) 故障発生時の迅速な復旧のため、故障の問い合わせや修理・代替品提供の電話依頼を行う一本化した窓口を設置し、官庁執務時間内において対応を行うこと。

## 7 提出資料及び提出期限

受託者は、契約締結後、下記の書類を福島県警察担当職員宛に速やかに提出し、承認を得ること。提出書類は原則としてA4版縦、横書き、日本語とする。なお、提出書類は文書1部を提出すること(専門用語については必ず説明を付すこと。)

- (1) 納入・設置スケジュール表
- (2) 保守及びサービスの体制(6(3)の体制を具体的に記載したもの)
- (3) 機密保持体制等(本作業における機密保持の体制、方法、文書管理方法等を示す資料)
- (4) 資本関係・役員の情報、事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報

## 8 契約不適合責任等

整備後において、設計等に起因する障害等の不具合が生じた場合は、受託者の責任において無償でその対応を行うこと。また、整備後の機器やソフトウェアに脆弱性を発見した場合には、適時に福島県警察担当職員に連絡を取り合うなどその対応を行うこと(別添1に特段の記載がある場合にはそれによること。)

## 9 保証

- (1) 本調達における稼働保証については、受託者が最終責任を負うこと。
- (2) 納入後1年間、使用者側の故意又は過失による場合を除いて、装置に故障等が発生した場合は、受託者の責任において技術料を含めて無償で修理又は同等品との交換を行うこと。保証対象に係る修理については保守員による出張修理を原則とすること。
- (3) 納入装置等において、通常の使用状態の下で故障等が発生した場合には、一貫したサービス体制の下で迅速な対応を行うこと。なお、修理に伴う部品の調達を行う場合には、代替品を提供すること。
- (4) 修理、交換等によりハードディスク等の内蔵記録媒体を警察施設外に持ち出す必要が生じた場合には、当該内蔵記録媒体のデータ消去を確実に実施し、福島県警察担当課の承認を得ること。

## 10 その他

その他疑義が生じた場合には福島県警察担当職員の指示に従うこと。

## 1 録音・録画装置（設置型）1 式の構成

(1) 録音・録画装置（設置型）1 式の構成は以下のとおりである。

録音・録画装置（設置型） （1 式）	撮影装置部（1 式）
	記録装置部（1 式）

(2) 撮影装置部 1 式の構成は以下のとおりである。

撮影装置部 （1 式）	ドーム型カラーカメラ（1 台）
	シーリングマイク（1 台）
	作動表示ランプ（1 台）
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

(3) 記録装置部 1 式の構成は、以下のとおりである。

記録装置部 （1 式）	タイムレコーダー（1 台）（※1）
	ハードディスクレコーダー等（内蔵記録媒体）（1 台）
	ディスクメディアレコーダー（2 台以上）（※2）
	モニター・スピーカー（1 式）
	映像音声配信機 1 台
	収納ワゴン（1 台）
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

（※1） 撮影装置部の 1 式に対応するタイムレコーダーをもって 1 台とする。

（※2） 機器 1 台に 2 つのディスクメディアドライブを備えた機器を設置する場合については 1 台とすることができる。

## 2 撮影装置部

### 2-1 撮影装置部の構成及び機能

- (1) 撮影装置部は、取調室内に設置したカメラ及びマイクでとらえた映像音声を、ケーブルを通じてリアルタイムかつダイレクトに記録装置部に送信する機能を有し、ドーム型カラーカメラ、シーリングマイク、作動表示ランプ及びその他の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器から構成され、録音・録画装置（設置型）1式ごとに1式を各施設に設置する。
- (2) 取調室外の入口付近に設置された作動表示ランプにより、カメラ及びマイクの作動状況が確実に識別できる機能を有する。

### 2-2 撮影装置部を構成する各機器の性能・機能等

#### (1) ドーム型カラーカメラ

- ① 撮影装置部1式につき1台を設置する。（コントロールユニット等の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器があれば別途設置すること。）
- ② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。

有効画素数	: 38万画素程度以上（アナログカメラを用いる場合にあっては水平解像度540TV本程度以上のもの）
レンズ焦点距離	: 3.5mm ~ 6.0mmを包含する焦点距離を有すること
画角	: カメラから被写体までの距離を2.1メートルとしたときに、BDに録画できる垂直幅（被写体の高さ）を2メートル程度以上確保できること
逆光補正	: ワイドダイナミック方式
給電方法	: PoE方式 又は 同軸重畳方式
ドーム部	: スモーク仕様（直径110mm以下（本体部を除く））
設置金具	: 天井埋込み型
性能認定	: RBSS認定その他の公的な性能認定を受けていること
- ③ ケーブルを通じて、記録装置部から給電するよう設置すること。ただし、設置すべきケーブルが長距離（概ね100メートル以上）となる場合において、ケーブルの途中にハブ等の中継機器を設置する必要が

あるときは、施設管理者と協議の上、当該中継点等においても電源供給を行う構成とすることを可とする。

- ④ 記録装置部に送信する映像は、VGA（640×480）フレームレート30fpsの水準又はそれ以上の水準を維持すること。
- ⑤ 取調中の被疑者の容貌を撮影しつつ、同時に取調官の容貌の一部も撮影できるよう設置場所を調整すること。

## (2) シーリングマイク

- ① 撮影装置部1式につき1台を設置する。（コントロールユニット等の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器があれば別途設置すること。）
- ② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。
  - 型式 : エレクトレット（バックエレクトレット）コンデンサー型
  - 指向特性 : 単一指向性あるいは全指向性
  - 周波数特性 : 300Hz～5kHzを包含する周波数特性を有すること
  - 感度 :  $-35\text{ dB} \pm 3.5$ （ $0\text{ dB} = 1\text{ V/Pa}$ 、 $1\text{ kHz}$ ）（より高感度のマイクとすることを可とする）
  - 給電方法 : プラグインパワー方式
  - カバーパネル : パンチングネット（スピーカーパネル）  
（金属製、白色・灰色・銀色、直径180mm以下）
- ③ ケーブルを通じて、記録装置部（ドーム型カラーカメラを経由することを可とする。）から給電するよう設置すること。
- ④ 天井面にはカバーパネルのみを露出し、マイクユニットは天井内に設置すること。
- ⑤ マイクの指向方向又はマイクの設置位置を調整し、施設管理者が指定する位置に向けて指向させること。

## (3) 作動表示ランプ

- ① 撮影装置部1式につき1台を設置する。
- ② 取調室外の入口付近の施設管理者が指定する場所に設置し、取調室のカメラ及びマイクの録音・録画のON/OFF（記録装置部における録

音・録画の開始・停止)の状態がランプ点灯により確実に識別できること。

### 2-3 撮影装置部に関するその他の事項

- (1) 撮影装置部を構成する各機器間の接続は受託者が行うこと。
- (2) 撮影装置部が映像音声を送信するケーブルの敷設は受託者が行うこと。
- (3) ケーブルは天井内を配線することを原則とするが、施設の構造等の理由によりこれ(天井内配線)によりがたい場合には、施設管理者と協議の上、床下配線、モール配線等の代替の方法による敷設を行うこと。ただし、この場合においても、取調室外の配線のみをモール配線とするなど、取調室内においてケーブル、モール等の露出がないよう配慮すること。
- (4) 記録装置部に送信される映像音声の品質は、カメラ及びマイクが記録する映像音声の品質から著しく劣化することのないよう設置・配線に配慮すること。

## 3 記録装置部

### 3-1 記録装置部の構成及び機能

- (1) 記録装置部は、タイムレコーダー、ハードディスクレコーダー等、ディスクメディアレコーダー、モニター・スピーカー、映像音声配信機、収納ワゴン、その他の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器から構成される。

設置される機器は、1つの機器が複数の機能を備えたものを設置し、または同一の機能を有する機器を複数設置することも可とするが、その場合にあっても以下の性能及び機能を全て満たすものとしなければならない。

- (2) 記録装置部は、ケーブルの着脱等を伴わない簡易な操作により、撮影装置部から送信された映像音声をタイムレコーダーがリアルタイムに受信し、タイムレコーダーにおいて当該映像に時刻表示を付した上で、ハードディスクレコーダー等及びディスクメディアレコーダーにリアルタイムに送信され、同時に録音・録画することができるものでなければならない。(この際、時刻表示が付されていない映像を録音・録画する機

器を備えてはならない。) (なお、撮影装置部のカメラにタイムレコーダー機能を有する場合は、タイムレコーダーの機器までは要しない。)

- (3) 記録装置部のモニター・スピーカーでは、リアルタイムに撮影装置部から送信された映像音声をそれぞれ表示・再生することができるものでなければならない。
- (4) 記録装置部の各機器は、電源がOFFの状態から、概ね5分以内で録音・録画の開始が可能であり、機器の操作はタッチパネル式であること。
- (5) 録画準備完了状態のまま、録画開始しない場合に、一定の時間が経過するとアラーム鳴動等で警告し不実施を防止する機能を有し、録画開始ボタンを押下しない限り鳴り続けること。
- (6) 録音・録画の開始(録音・録画を行う取調室の選択を含む)及び終了、ダビング等を使用者が容易に実施することが出来るような構成に配慮すること。

### 3-2 記録装置部を構成する各機器の性能・機能等

#### (1) タイムレコーダー(映像改竄防止装置)

- ① タイムレコーダーは、記録装置部1式につきタイムレコーダー1台を設置する。
- ② 入力された映像の画面上に時刻表示(年、月、日、時、分、秒)を付して(スーパーインポーズして)、時刻表示を付した映像の出力ができること。
- ③ 出力映像については、表示された時刻の背面の映像が保存されない方式を用いることにより、時刻表示の削除編集を容易に行うことのできないものとする。
- ④ 時刻表示は、映像画面に同化しないように白抜き文字(縁の色は黒又はグレー)とすること。時刻表示の位置については、画面を縦4段・横5列の20マスに分割したときに上から3段目・左から2~4列目のいずれかのマスに当たる3つの位置のいずれかであって、設置する撮影装置部ごとに施設管理者が指定する位置を中心として表示させることができるものであること。時刻表示のサイズについては福島県警察が別途指定するものとする。(時刻表示については別紙1参照)

(2) ハードディスクレコーダー等（内蔵記録媒体）

- ① 記録装置部 1 式につき 1 台を設置する。（仕様書記載の機能を達成するためにセレクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。）
- ② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。
  - 映像記録圧縮方法 : H.264、Motion-JPEG、MPEG2 又は MPEG4 のいずれか
  - 映像記録解像度 : VGA (640×480) フレームレート30fps以上
  - 内蔵記録媒体台数 : 2 台以上（ただし記録装置部を構成する他の機器に500GB以上の容量のHDDを有する機器を設置する場合は1台以上）
  - 内蔵記録媒体容量 : 500GB以上
  - 映像入力 : 4 回路（チャンネル）以上
  - 音声入力 : 4 回路（チャンネル）以上
- ③ 記録装置部からの映像音声を同時に 2 台以上のハードディスクレコーダー等に記録することができること（2 台のハードディスクレコーダー等への記録はRAID 1（ミラーリング）によることを可とする。）。ただし、記録装置部を構成する他の機器において500GB以上の容量のハードディスクレコーダー等を設置し、同時に映像音声を当該ハードディスクレコーダー等に記録することができる構成とする場合にあっては、1 台以上のハードディスクレコーダー等及び当該他の機器に設置された 1 台以上のハードディスクレコーダー等の合計 2 台以上への同時記録を行うことでこれに代えることができる。
- ④ ③のハードディスクレコーダー等への記録は、(3)のディスクメディアレコーダーへの記録と同時に行うことができること。
- ⑤ 1 以上のハードディスクレコーダー等は、(3)のディスクメディアレコーダーとは別個の機器として構成され、ディスクメディアレコーダーが電源供給トラブルやディスクメディアの容量超過、書き込みトラブル等により録音録画ができない場合にも 1 以上のハードディスクレコーダー等への映像音声の録音録画を行うことができること。
- ⑥ 映像音声の記録中においても、ハードディスクレコーダー等に記録されている映像音声の中から選択した映像音声を再生することが可能であること。

- ⑦ ハードディスクレコーダーが外部に露出したUSBポートを備えている場合には、当該USBポートの機能をパスワードやBIOS設定によりロックすることができること。ただし、すべてのUSBポートを物理的に閉鎖し施錠することが可能な機器を提供する場合にはこれに代えることができる。

(3) ディスクメディアレコーダー

- ① 設置台数は、撮影装置部1式につきディスクメディアレコーダー2台以上を設置する。ただし機器1台に2つのディスクメディアドライブを備えた機器を設置する場合には、1台とすることもできる。（仕様書記載の機能を達成するためにセレクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。）

- ② ディスクメディアレコーダー機器（各メディアディスクドライブ）が満たすべき性能は次のとおりである。

録画可能ディスク	: BD-Rに対応していること
映像圧縮方式	: MPEG-2、MPEG-4、H. 264又はMotion-JPEG のいずれか
音声圧縮方式	: ドルビーデジタル、リニアPCM又はMPEG-1 Layer2 のいずれか
録画方式	: BD-Rに対応していること
録画時間	: 標準モード BD-R（25GB）に10時間以上の録音・録画が 可能であること

- ③ ディスクメディアドライブが録音録画を行う映像音声を、ケーブルの着脱等を伴わない簡易な操作により選択することができること（撮影装置部と各ディスクメディアドライブとの対応が固定されておらず、一方あるいは双方同時に任意に設定できること。）。

- ④ 撮影装置部からの映像音声を同時に、別々のディスクメディアに記録する（1の映像音声ごとに1のディスクメディアに記録する）ことができること。

- ⑤ ④のディスクメディアへの記録は、(2)のハードディスクレコーダー等への記録と同時に進行ことができ、かつ(2)のハードディスクレコーダー等とは別個の機器として構成され、当該ハードディスクレコ

一ター等が電源供給トラブルや容量超過、書き込みトラブル等により録音録画ができない場合にもディスクメディアへの映像音声の録音録画を行うことができること。

- ⑥ BDの再生が可能であること。ただし(2)のハードディスクレコーダー等にディスクメディアドライブを備え、当該ドライブにおいて上記の形式のBDの再生を行うことができる場合にはこれに代えることができる。
- ⑦ (2)のハードディスクレコーダー等に記録された1つの映像音声を記録すると同時に、高速ダビングできること。ただし、ディスクメディアレコーダーに内蔵されたハードディスクレコーダー等においても撮影装置部から送信された映像音声を同時記録することができるシステム構成とし、当該ハードディスクレコーダー等に記録された映像音声をディスクメディアに高速ダビングできる機能を有する場合にはこれに代えることができる。
- ⑧ 録音・録画を実施するにあたり、ディスクメディアのフォーマットは自動で行われ、録画終了後はディスクメディアが自動でファイナライズされること。

記録されたBDからBDに高速ダビングが可能であること。

#### (4) モニター・スピーカー

- ① 設置台数は記録装置部1式につきモニター・スピーカー1式とする。
- ② モニター・スピーカー1式は、モニター1台及びスピーカー1式から構成される。ただし、スピーカー1式を内蔵したモニター1台でも可とする。仕様書記載の機能を達成するためにセクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。
- ③ モニターはタッチパネル式液晶モニターとし、撮影装置部及び記録装置部における操作を出来る機能を有するものとする。
- ④ 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。
  - ・ 液晶モニタ機能
  - 液晶パネル : アクティブマトリックスTFT、LEDバックライト
  - 画面サイズ : 17インチ以上

視野角 : 水平150° 以上  
サイズ : 収納ワゴンの幅を超過しないこと

・ スピーカー機能 : 0.5w × 0.5w 以上

- ⑤ モニター・スピーカーは、設置された(2)のハードディスクレコーダー等及び(3)のディスクメディアレコーダーのそれぞれと接続されており、これらにおいて録音録画している映像音声をそれぞれ選択してリアルタイムに表示することができること。また、これらが再生する映像音声をそれぞれ選択して表示・再生することができること。

(5) 映像音声配信機 (遠隔視聴機能)

- ① 取調室に設置したカメラ・マイクの映像音声をリアルタイムにIP変換し、LANを通じて専用のビューワーソフトウェアをインストールした遠隔地のパソコンにストリーミング配信することができる機能を有していなければならない。
- ② 設置台数は、記録装置部1式につき1台とする。
- ③ 接続を行うためのLAN (WAN) の構築、LANネットワーククライアント端末、接続ログを印刷するためのプリンタは使用者において準備するが、専用のビューワーソフトウェアは記録装置部1式につき3ライセンス以上を受託者が無償で提供することとし、記録装置部1式ごとに2枚のDVD (CD-R) を提供すること。また、専用ビューワーソフトウェアの脆弱性対策等が必要となる場合には、本機器納入後7年以上にわたり、適時に福島県警察に対して更新ファームウェア (各都道府県警察ごとに5枚以上のDVD (CD-R)) を無償で提供すること。
- ④ 各機器 (専用ビューワーソフトウェアを含む) が満たすべき性能は次のとおりである。

映像音声配信機

ネットワーク : 100Base-TX/10Base-T  
映像音声配信方法 : ストリーミング方式  
映像圧縮方式 : MPEG-2、MPEG-4、H.264 又は Motion-JPEG のいずれか  
音声圧縮方式 : AAC-LC、 $\mu$ -LAW、G.726 又は PCM のいずれか  
アクセス認証方式 : パスワード認証 (英数字8文字以上) (管

理者アカウント・標準アカウントの別を設けられること)

その他 : 配信対象の映像を記録保存するためのハードディスクレコーダー等その他の記録媒体を有しないこと

#### 専用ビューワーソフトウェア

以下の動作環境で使用可能であること

動作OS : 日本語版 windows 10 (32bit/64bit) / 11 (32bit/64bit) ただしいずれもprofessional版に限る

その他 : 福島県警察が導入しているセキュリティシステムで安定動作すること (安定動作するための必要な調整に当たっては、例えば受託者において動作状況の確認方法を具体的に明示した上で福島県警察にテスト用アプリケーションを配布し、それを受けた福島県警察の担当者がそれぞれの端末において必要な動作状況の確認を行い受託者に返送する等の協力を行うことを想定している。)

インストールするパソコン上で、管理者権限を有さず、標準ユーザー権限を設定した環境上で安定動作すること。

ウイルス対策ソフトをインストールした環境で安定稼働すること。

- ⑤ 専用ビューワーソフトウェアを導入したネットワーククライアントからLAN (WAN) を介して映像音声を視聴することができること。
- ⑥ 記録装置部内のハードディスクレコーダー等又は記録装置部に接続されたディスクメディア上の映像音声データを配信できない機器の接続構成とし、又はそのような設定とできること。
- ⑦ LAN (WAN) を利用した接続は、専用ビューワーソフトを使用した場合にのみ接続が可能であること。また、専用ビューワーソフトはLAN (WAN) 上にある特定の映像音声配信機の映像音声のみを視聴可能な設定を行う機能 (標準ユーザー権限から変更できない設定とできること。) を有していること
- ⑧ 管理者アカウント及び一般アカウントの別を設けたパスワード認証

により、LAN (WAN) を介した接続を制限することができること。

- ⑨ 管理者アカウントから、当該管理者アカウントのパスワード設定・変更を行うほか、随時に一般アカウント用パスワードの設定・変更が可能であること。
- ⑩ 管理者アカウントから、随時に映像音声の配信開始・停止の設定ができ、一般アカウントからは当該設定の変更ができないこと。また、映像音声配信機本体においても当該設定の変更ができない設定とできること（パスワードロックを行う機能を有している場合を含む。）。
- ⑪ 映像音声配信機において、視聴を行った映像音声に係るログ（接続者IPアドレス、接続日時、視聴した取調室の番号等）を保管し、管理者アカウントからアクセスする端末において保存・印字する機能を有していること（管理者アカウントからアクセスするためのネットワーククライアント端末及びプリンタは使用者が準備する。）。ただし、視聴を行ったネットワーククライアント端末において専用ビューワーソフトウェアによりログ（接続先IPアドレス、接続日時、視聴した取調室の番号等）の保管及び印字の機能を有しており、当該ログをパソコン上の標準ユーザー権限からは削除・改変できないものとするところがある場合には、これに代えることができる。
- ⑫ 送信する映像音声のビットレートを192kbps程度（映像128kbps＋音声64kbps）以下に縮減（画質・音質の低減及びフレームレートの引き下げによるビットレートの縮減）することが可能であること。
- ⑬ 管理者アカウントを用いてLAN (WAN) を介して接続する場合に限り、映像音声配信機から送信する映像音声のビットレートの上限を設定できる設定が可能であること（一般ユーザーアカウントからの接続では変更できないこと。）。また、映像音声配信機本体においても当該設定の変更ができない設定が可能であること（パスワードを用いたロックを行う機能を有している場合を含む。）。
- ⑭ 映像音声配信機が外部に露出したUSBポートを備えている場合には、当該USBポートの機能をパスワードやBIOS設定によりロックすることができること。ただし、すべてのUSBポートを物理的に閉鎖し施錠することが可能な機器を提供する場合にはこれに代えることができる。
- ⑮ 映像音声配信機は記録装置部において撮影した映像音声を録音録画するハードディスクレコーダー等やディスクメディアドライブと同一

の機器としてはならない。また、映像音声配信機と記録装置部を構成するその他の機器との接続は、アナログ配線又は映像音声配信機に向かう方向のみのデータ送信が可能な配線（双方向通信が物理的にできない配線）とすること。

- ⑩ 映像音声配信機の制御にwindows、Linux等の汎用OSを用いる場合には、ハードウェア及びソフトウェアが一体となった組み込み型OSによる専用機器を用いること。
  - ⑪ 受託者は映像音声配信機とLANハブとを接続するためのLANケーブル（100Base-TX/10Base-T）1本（10メートル程度、被覆の色は別途指定）を併せて提供し、映像音声配信機から設置場所近傍のLANハブの空きポートまでの配線（必要に応じモールによるケーブルの保護を行うこと。）を行うこと。
- (6) 収納ワゴン（セキュリティワイヤを含む。）
- ① 収納ワゴンは、記録装置部1式につき1台とする。
  - ② セキュリティワイヤ（南京錠等の必要な施錠器具を含む）は、収納ワゴン1台につき1本以上とする。
  - ③ 収納ワゴンの材質はスチール製（他の素材を用いる場合には、当該収納ワゴンがスチール製のものと同程度の堅牢性・耐久性を備えたものであることを示す書類を事前に福島県警察に提出し、了承を得ること）とし、施錠設備のある扉付きのもので、耐震等に配慮されたものとする。収納ワゴンの塗色は黒又はグレーとすること（他の塗色とする場合には事前に福島県警察の了承を得ること）。また、扉の全部又は1部を透明のパネルとする等により、閉めた状態で収納された機器の作動状況を確認できるものとする。
  - ④ 収納ワゴンのサイズは、ワゴンの幅は60cm以下、奥行きは50cm以下、高さは100～120cm程度とすること。
  - ⑤ モニター・スピーカーを除く記録装置部の全ての機器を収納可能であり、モニター・スピーカーをワゴンの天板の上に設置できること。
  - ⑥ 機器の放熱効率及び耐震性（転倒・落下防止）に配慮した機器設置を行うこと。
  - ⑦ モニター・スピーカーを除く記録装置部の全ての機器について、マウント金具等を用いてワゴンとの固定設置を行うこと。固定設置を行

うねじは、トルクス（ヘクスローブ）ねじ（いじりどめ付き）を用いること。

- ⑧ セキュリティワイヤについては、3m以上のものとし、記録装置部の全ての機器のうちハードディスクレコーダー、ディスクメディアレコーダー、映像音声配信機及びこれらの機能を有する機器と収納ワゴン近傍の事務用具（机、書籍棚等）とをつなぐように取り付け可能なものとする。（セキュリティワイヤの取り付けイメージについては別紙2を参照のこと）

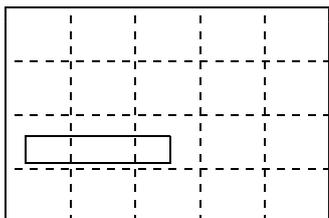
#### 4 録音・録画装置（設置型）に関するその他の事項

- (1) 各機器を接続するために必要な配線部材は受託者の負担とする。
- (2) 機器の故障等により録音・録画装置が作動しなかった場合においては、使用者の求めにより、故障等で作動しなかった旨を証明する文書を遅滞なく発行し、迅速に使用者に到達する措置を執ること。
- (3) 機器の電源入から録画開始準備が完了するまでの間に、各機器（ハードディスクレコーダー等、ディスクメディアレコーダー、タイムレコーダー、カメラ、マイク）の状態及び接続状態を自動でチェックし、異常があった場合は問題箇所をモニターに表示し、問題が内在した状態で以降の操作（録音・録画）を行えないようにする機能を有していること。

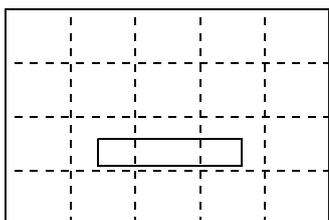
## 時刻表示のイメージ

## 表示位置について

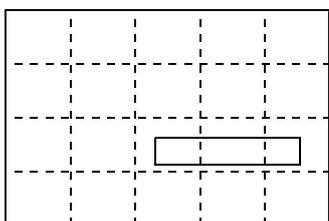
- ① 上から3段目・左から2列目のマスを中心とした時刻表示を行う場合



- ② 上から3段目・左から3列目のマスを中心とした表示を行う場合



- ② 上から3段目・左から4列目のマスを中心とした表示を行う場合

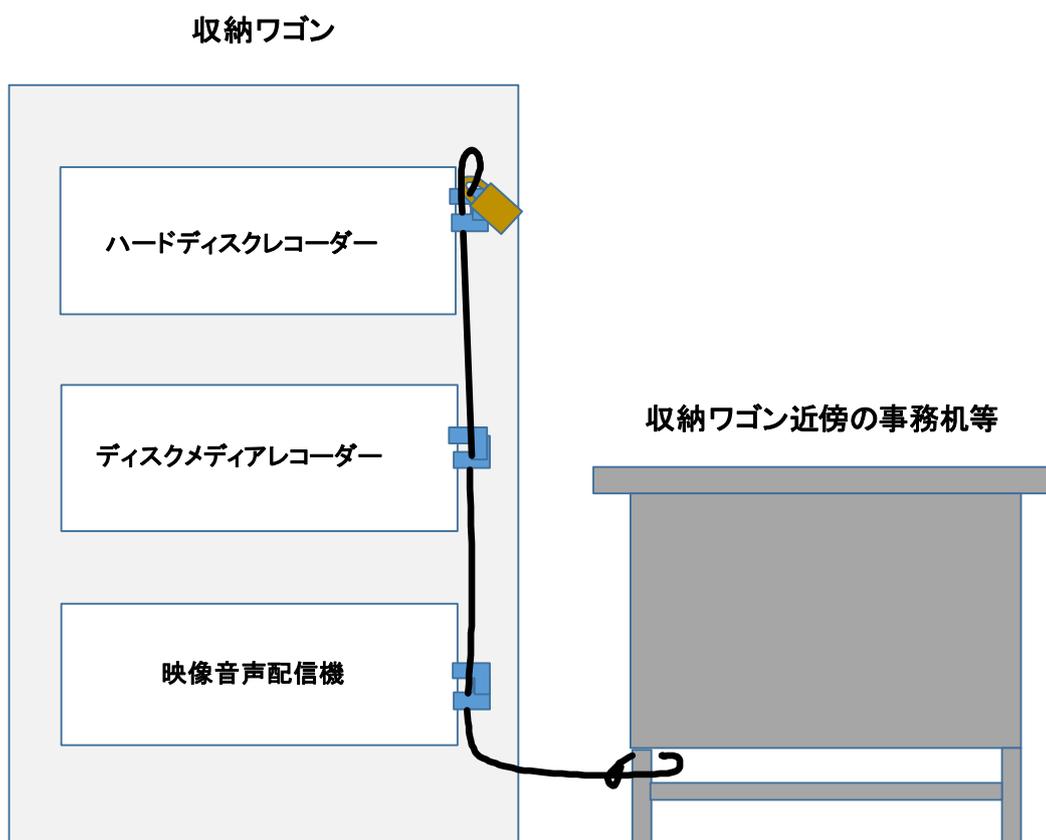


## 時刻表示のイメージ

(令和7年10月20日 午後1時23分45秒の時点の表示)

2025/10/20 13:23.45

セキュリティワイヤ取り付けのイメージ



別添2

録音・録画装置設置警察署概要一覧表

No.	警察署名	住所	警察署の構造	階数	築年数	取調室						刑事課執務室(記録装置部)フロア	両装置間の概ねの配線距離	配線を引く際のコンクリート(防火扉は除く)の貫通の有無	貫通を要する場合のコンクリートの厚さと個数	備考
						(撮影装置部)フロア	部屋番号	間口	奥行き	高さ	石膏ボードと上部コンクリートの隙間					
1	伊達警察署	福島県伊達市保原町大泉字大地内61-4	鉄筋コンクリート	3階	48年	2階	第2取調室	205cm	283cm	270cm	86~100cm	2階	8m	有	約20cm×2	
2	棚倉警察署	福島県東白川郡棚倉町大字流字森ノ内59-1	鉄筋コンクリート	3階	49年	2階	第3取調室	318cm	189cm	260cm	100~120cm	2階	10m	有	約20cm×2	
3	猪苗代警察署	福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西100-1	鉄筋コンクリート	3階	39年	2階	第3取調室	187cm	300cm	269cm	106cm	2階	5.6m	有	約20cm×2	
4	会津坂下警察署	福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下311	鉄筋コンクリート	3階	42年	2階	第3取調室	171cm	267cm	274cm	40~87cm	2階	12.8m	有	約20cm×2	
5	南会津警察署	福島県南会津郡南会津町大字田島字大坪54-1	鉄筋コンクリート	3階	15年	2階	第2取調室	420cm	280cm	270cm	38cm	2階	16.5m	有	約20cm×2	
6	双葉警察署	福島県双葉郡富岡町中央二丁目19	鉄筋コンクリート	3階	32年	2階	第3取調室	325cm	330cm	272cm	130cm	2階	9.8m	有	約20cm×2	
7	相馬警察署	福島県相馬市中野字寺前203-1	鉄筋コンクリート	3階	43年	2階	第4取調室	196cm	270cm	270cm	120cm	2階	15m	有	約20cm×2	